

「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業企画提案コンペ実施要領

1 事業概要

- (1) 委託業務名 「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業
- (2) 実施主体 兵庫県中播磨県民センター（以下「事務局」という。）
- (3) 委託金額 金 172,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 履行期限 令和 6 年 1 月 31 日（火）
- (5) 事業内容 別添仕様書のとおり

2 応募資格

- (1) 企画提案コンペに応募できる者は、民間企業、NPO法人、その他の法人であり、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。
また、複数の企業・団体の共同体（コンソーシアム）により応募も可能であり、申請は代表者が行うこと。その場合、代表者及び構成員すべてが次の要件を満たすこと。
 - ① 事業の実施にあたり、当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
 - ② 事務局との打合せや問合せ等適切に対応できること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中、または更生手続中である者
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中、または再生手続中である者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

公募型企画提案コンペ実施公告	令和 5 年 10 月 24 日（火）
質問受付期限	令和 5 年 11 月 10 日（金）17 時まで
提案書類提出期限	令和 5 年 11 月 17 日（金）12 時まで
書面審査又はプレゼンテーション審査	令和 5 年 11 月下旬

4 提出書類について

- (1) 受付期間
令和 5 年 10 月 24 日（火）～令和 5 年 11 月 17 日（金）12 時必着
＊土日、祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで（最終日は 12 時まで）
- (2) 提出先
事務局：兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課（企画防災担当）内

(3) 提出方法

原則として事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和5年11月17日（金）12時までに事務局に到着するように提出すること。

(4) 提出書類及び提出部数

- | | | |
|---|----------------|-------------------|
| ① | 企画提案応募申請書（様式1） | 6部 |
| ② | 資格調書（様式2） | 6部 |
| ③ | 提案書（様式3） | 6部 |
| ④ | 業務実施体制（様式4） | 6部 |
| ⑤ | 誓約書（様式5） | 1部 |
| ⑥ | 誓約書（様式6） | 1部 |
| ⑦ | 提案内容を説明する書類 | 6部（様式任意、原則としてA3版） |
- ※左肩ホッチキス止め、製本等の装飾不要
- | | | |
|---|------------------|----|
| ⑧ | 見積書及び経費内訳（様式任意） | 6部 |
| ⑨ | その他添付書類（会社概要等） | 1部 |
| ⑩ | 県税に滞納がないことを証する書類 | 1部 |
- （提出の日において発行から3ヶ月以内のもの。但し、兵庫県の入札参加資格名簿掲載の事業者は除く。）

※ なお、契約締結時に下記の書類の提出を求める。

・定款

(1) 注意事項

- ① 提案書の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- ② 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

5 対象事業（受託事業者等）の選定

(1) 審査の方法

審査会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募函書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング、プレゼンテーションの実施等を求める。

- ① 提案内容について
- ② 事業遂行にあたっての創意工夫
- ③ 事業実施に関連する実績
- ④ 業務遂行の体制 等

(2) 決定方法

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

(3) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、事務局から応募者に対して文書により通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「2 応募資格」に該当しない場合
- ② 要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) その他

必要に応じて、応募者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。

6 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合がある。

7 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務、事業の進行管理は、事務局で行う。
- (2) 事務局は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

8 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、事務局は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、事務局は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、事務局が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

10 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 受託者は、本事業が事務局との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (6) 委託事業により収入が発生した場合は、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額について返還するものとする。
- (7) 事業の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

11 著作権等について

本事業の成果物等に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則事務局に帰属するものとし、加工、二次利用及び第三者への譲渡ができるものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

12 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年10月24日（火）～令和5年11月10日（金）17時まで

(2) 質問方法

「(様式) 質問票」を電子メールにより提出。なお、電子メールを送付したときは、電話などにより到着を確認すること。

(3) 提出先

兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課（企画防災担当）
担当：中間

TEL：079-281-9040

E-mail：Hiroki_Nakama@pref.hyogo.lg.jp

(4) 回答方法

原則、質問者に回答する。

(5) その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 電子メールのタイトルに「【質問】「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業企画提案」と明記すること。

13 問合せ先、書類提出先

兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課（企画防災担当）

担当：中間

〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎2F

TEL079-281-9040

E-mail：Hiroki_Nakama@pref.hyogo.lg.jp